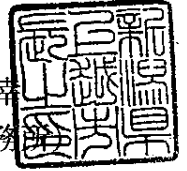


写

上名総第 4625 号
平成27年 2月16日

名立区地域協議会
会長 塚田 正 様

上越市長 村山 秀 幸
(自治・市民環境部名立区総合事務課)



地域事業の見直し案について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定により意見を求めます。

記

諮問第 59号 地域事業の変更について
※諮問内容については別紙のとおり

[諮問理由]

「ふるさと海岸整備事業」の事業内容を見直すため、地域事業を変更するに当たり、地域協議会の意見を求めるもの。

別紙

諮 問 内 容

(変更点については、表中下線部のとおり。)

現況	諮問内容
<p data-bbox="235 363 369 399">事業内容</p> <p data-bbox="185 432 1106 531">新潟県が護岸整備を行い、鉄道建設・運輸施設整備支援機構が新幹線工事の残土を埋め立てた名立川河口の西側空地に、<u>芝生広場等</u>を整備する。</p>	<p data-bbox="1182 363 1317 399">事業内容</p> <p data-bbox="1167 432 2011 467">事業概要の文言のうち「...に、芝生広場等...」を削除する。</p>

平成26年度名立区地域活動支援事業の審査方針等について

1 募集期間、周知方法等

募集期間

- ・ 4月1日(火)～4月30日(水)

相談会・説明会

- ・ 3月から個別相談を随時実施(名立区総合事務所)

周知方法

- ・ 3月事前相談の周知(区だより「しずく」、防災行政無線)
- ・ 名立区募集要項全戸配布
- ・ 区だより「しずく」で周知
- ・ 防災行政無線で随時周知
- ・ 町内会長会議で周知

2 審査方法

- ・ 個人審査(採点)を実施する。
- ・ 必要に応じて書類審査の他に提案者によるプレゼンテーションを実施する。
- ・ 提案事業の審査に際し、委員が事業提案団体等の役員の場合は、その提案事業の審査からはずれる。
- ・ 審査委員全体の平均点で30点を上回るものを採択とする。補助金が配分額を上回った場合は、地域協議会の全体協議により補助金額と採択事業を決定する。

3 スケジュール

- ・ 5月中旬(GW明け) 地域協議会(審査のみの臨時会)での審査
5月14日
- ・ 5月中旬 採択事業の決定・公表
5月15日
- ・ 5月中・下旬 補助金の交付決定・事業の実施
5月末日までに決定通知送付

平成26年度上越市地域活動支援事業名立区審査方針

この方針は、上越市地域活動支援事業を採択するにあたり、名立区地域協議会で審査する際に必要な事項を定める。

1 名立区地域協議会の事業審査等の内容

名立区総合事務所長から審査依頼を受けた助成事業の採択の可否等について、地域協議会で審査を行う。

- (1) 提案事業の審査
- (2) 審査結果に基づく採択事業の優先順位付け
- (3) 優先順位に基づく補助事業費の調整
- (4) その他審査に関連する事項

2 採択方針

名立区の地域特性・地域資源である豊かな自然の恵み（不動山～名立川～日本海のラインを縦軸とし、その周辺に広がる豊かな自然）をいかし、「だれもがいつまでも住みよいまちづくり」に向けて、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を採択する。

事業の区分	事業の例
1.地域特性、地域資源をいかしたまちづくり事業	個性豊かな住みよい地域社会の構築 地域の特性をいかした産業振興 など
2.景観形成、生活環境の向上事業	地域の景観づくり、生活環境の改善 など
3.安全安心な地域づくり事業	安全安心な地域づくりの推進 など
4.健康・福祉の充実事業	保健、医療又は福祉の推進 など
5.教育・文化・スポーツ活動の振興事業	子どもの健全育成 地域の伝統、文化、郷土芸能又はスポーツの振興 など
6.自然環境保全事業	自然保護、環境保全 など
7.観光資源をいかしたまちづくり事業	地域の特性をいかした観光振興 など
8.地域間等の交流事業	地域の特性をいかした都市との交流、地域間交流 など
9.その他、名立区の活性化につながる事業	

3 審査基準

上越市地域活動支援事業の事業提案について、下表の審査基準に基づき審査する。

(1) 全市共通の審査項目

審査項目	審査基準	点数
公益性	・地域活動支援事業の目的と合致しているか。 ・事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・市の施策の方向性と合致しているか。 ・応募者以外の市民や事業者、団体等に著しい不利益を与えるものではないか。	5・4・3・2・1・0 点
必要性	・地域の実情や住民要望に対応したもののか。 ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。	5・4・3・2・1・0 点
実現性	・目標（達成すべきこと）が明確なものか。 ・関係者との合意形成や応募団体等の内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。	5・4・3・2・1・0 点
参加性	・提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか。	5・4・3・2・1・0 点
発展性	・新たな取組の視点はあるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。	5・4・3・2・1・0 点
小 計 (25点満点)		㉞ 点

(2) 名立区独自の審査項目

審査項目	審査基準	点数
地域課題	・地域の課題についての認識はあるか。	5・4・3・2・1・0 点
地域特性・地域資源の視点	・地域特性・地域資源が何か的確にとらえているか。	5・4・3・2・1・0 点
地域特性・地域資源の活用方法	・地域特性・地域資源を有効に活用しているか。	5・4・3・2・1・0 点
事業効果	・この事業で何を期待するか。 ・地域課題の解消につながるものか。	5・4・3・2・1・0 点
名立区の将来像	・将来像とのつながりや整合性があるか。	5・4・3・2・1・0 点
小 計 (25点満点)		㉟ 点

合 計 (50点満点)	㉞ + ㉟ 点
-------------	---------

- ・ 5点...優れている
- ・ 3点...普通
- ・ 1点...劣っている

- ・ 4点...やや優れている
- ・ 2点...やや劣っている
- ・ 0点...評価に値しない

(3) 採択基準点

提案事業の採択基準点は、審査員の平均点で30点を上回るものとする。

4 補助率及び補助金の交付

(1) 補助金の額

補助金額の下限は5万円(上限設定なし)とし、千円単位で交付する(千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)。

(2) 補助率

補助率は、原則的に補助対象事業費の100%とする。

5 その他

(1) 事業実施年度

上越市地域活動支援事業は、当該年度内に事業が完了するものとする。

なお、複数年におよぶ継続事業の場合でも、各年度で事業提案を行い、審査を受けるものとする。

(2) 事業総額が予算を超える場合

助成事業の補助金額が予算を超える場合は、地域協議会において予算の範囲内になるように調整する。

(3) 事業の追加募集

助成事業の補助金額が予算の範囲内の場合は、事業の追加募集を行うことができる。

(4) 利害関係を有する地域協議会委員の審査除外

提案事業の審査に際し、地域協議会の委員が事業提案団体等の役員の場合は、その提案事業の審査からはずれるものとする。

(5) 事業実施条件等

地域協議会で事業実施内容に条件を付することができる。

(6) 提案者の説明(プレゼンテーション)

地域協議会の審査にあたり、必要に応じて提案者の説明(プレゼンテーション)を実施し、提案者との質疑応答の後、採点を行うものとする。

この審査方針は、平成26年2月24日開催の平成25年度第11回地域協議会において策定した。

平成27年度名立区地域活動支援事業の審査方針等について（案）

1 募集期間、周知方法等

募集期間

- ・ 4月1日（水）～4月30日（木）

相談会・説明会

- ・ 3月から個別相談を随時実施（名立区総合事務所）

周知方法

- ・ 3月事前相談の周知（区だより「しずく」、防災行政無線）
- ・ 名立区募集要項全戸配布
- ・ 区だより「しずく」で周知
- ・ 防災行政無線で随時周知
- ・ 町内会長会議で周知

2 審査方法

- ・ 個人審査（採点）を実施する。
- ・ 必要に応じて書類審査の他に提案者によるプレゼンテーションを実施する。
- ・ 提案事業の審査に際し、委員が事業提案団体等の役員の場合は、その提案事業の審査からはずれる。
- ・ 審査委員全体の平均点で30点を上回るものを採択とする。補助金が配分額を上回った場合は、地域協議会の全体協議により補助金額と採択事業を決定する。

3 スケジュール

- ・ 5月中旬（GW明け） 地域協議会（審査のみの臨時会）での審査
- ・ 5月中旬 採択事業の決定・公表
- ・ 5月中・下旬 補助金の交付決定・事業の実施

平成27年度上越市地域活動支援事業名立区審査方針（案）

この方針は、上越市地域活動支援事業を採択するにあたり、名立区地域協議会で審査する際に必要な事項を定める。

1 名立区地域協議会の事業審査等の内容

名立区総合事務所長から審査依頼を受けた助成事業の採択の可否等について、地域協議会で審査を行う。

- (1) 提案事業の審査
- (2) 審査結果に基づく採択事業の優先順位付け
- (3) 優先順位に基づく補助事業費の調整
- (4) その他審査に関連する事項

2 採択方針

名立区の地域特性・地域資源である豊かな自然の恵み（不動山～名立川～日本海のラインを縦軸とし、その周辺に広がる豊かな自然）をいかし、「だれもがいつまでも住みよいまちづくり」に向けて、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を採択する。

事業の区分	事業の例
1.地域特性、地域資源をいかしたまちづくり事業	個性豊かな住みよい地域社会の構築 地域の特性をいかした産業振興 など
2.景観形成、生活環境の向上事業	地域の景観づくり、生活環境の改善 など
3.安全安心な地域づくり事業	安全安心な地域づくりの推進 など
4.健康・福祉の充実事業	保健、医療又は福祉の推進 など
5.教育・文化・スポーツ活動の振興事業	子どもの健全育成 地域の伝統、文化、郷土芸能又はスポーツの振興 など
6.自然環境保全事業	自然保護、環境保全 など
7.観光資源をいかしたまちづくり事業	地域の特性をいかした観光振興 など
8.地域間等の交流事業	地域の特性をいかした都市との交流、地域間交流 など
9.その他、名立区の活性化につながる事業	

3 審査基準

上越市地域活動支援事業の事業提案について、下表の審査基準に基づき審査する。

(1) 全市共通の審査項目

審査項目	審査基準	点数
公益性	・地域活動支援事業の目的と合致しているか。 ・事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・市の施策の方向性と合致しているか。 ・応募者以外の市民や事業者、団体等に著しい不利益を与えるものではないか。	5・4・3・2・1・0 点
必要性	・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。	5・4・3・2・1・0 点
実現性	・目標（達成すべきこと）が明確なものか。 ・関係者との合意形成や応募団体等の内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。	5・4・3・2・1・0 点
参加性	・提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか。	5・4・3・2・1・0 点
発展性	・新たな取組の視点はああるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。	5・4・3・2・1・0 点
小 計 (25点満点)		㉞ 点

(2) 名立区独自の審査項目

審査項目	審査基準	点数
地域課題	・地域の課題についての認識はあるか。	5・4・3・2・1・0 点
地域特性・地域資源の視点	・地域特性・地域資源が何か的確にとらえているか。	5・4・3・2・1・0 点
地域特性・地域資源の活用方法	・地域特性・地域資源を有効に活用しているか。	5・4・3・2・1・0 点
事業効果	・この事業で何を期待するか。 ・地域課題の解消につながるものか。	5・4・3・2・1・0 点
名立区の将来像	・将来像とのつながりや整合性があるか。	5・4・3・2・1・0 点
小 計 (25点満点)		㉟ 点

合 計 (50点満点)		㉞ + ㉟ 点
-------------	--	---------

- ・ 5点...優れている
- ・ 3点...普通
- ・ 1点...劣っている

- ・ 4点...やや優れている
- ・ 2点...やや劣っている
- ・ 0点...評価に値しない

(3) 採択基準点

提案事業の採択基準点は、審査員の平均点で30点を上回るものとする。

4 補助率及び補助金の交付

(1) 補助金の額

補助金額の下限は5万円(上限設定なし)とし、千円単位で交付する(千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)。

(2) 補助率

補助率は、原則的に補助対象事業費の100%とする。

5 その他

(1) 事業実施年度

上越市地域活動支援事業は、当該年度内に事業が完了するものとする。

なお、複数年におよぶ継続事業の場合でも、各年度で事業提案を行い、審査を受けるものとする。

(2) 事業総額が予算を超える場合

助成事業の補助金額が予算を超える場合は、地域協議会において予算の範囲内になるように調整する。

(3) 事業の追加募集

助成事業の補助金額が予算の範囲内の場合は、事業の追加募集を行うことができる。

(4) 利害関係を有する地域協議会委員の審査除外

提案事業の審査に際し、地域協議会の委員が事業提案団体等の役員の場合は、その提案事業の審査からはずれるものとする。

(5) 事業実施条件等

地域協議会で事業実施内容に条件を付することができる。

(6) 提案者の説明(プレゼンテーション)

地域協議会の審査にあたり、必要に応じて提案者の説明(プレゼンテーション)を実施し、提案者との質疑応答の後、採点を行うものとする。

この審査方針は、平成27年 月 日開催の平成26年度第 回地域協議会において策定した。

写

上農政第4955号
平成27年 2月18日

名立区地域協議会
会長 塚田正 様

上越市長 村山秀幸
(農林水産部農業政策課)



ろばた館の使用料の変更について（通知）

平成27年1月26日付けで答申のあった諮問第57号：ろばた館の使用料の変更について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおりろばた館の使用料を変更することとし、平成27年上越市議会3月定例会に所要の条例案を提出します。



上観第4975号
平成27年2月18日

名立区地域協議会
会長 塚田 正 様

上越市長 村山 秀 幸
(産業観光部 観光振興課)



シーサイドパーク名立の使用料の変更について (通知)

平成27年1月26日付けで答申のあった諮問第58号：シーサイドパーク名立の使用料の変更について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおりシーサイドパーク名立の使用料を変更することとし、平成27年上越市議会3月定例会に所要の条例案を提出します。

2月9日からの大雪に関して

2月9日(月)

「大雪災害警戒本部設置」設置

*9日から10日にかけて強い冬型の気圧配置となり、大雪になる見込み。10日9時までには予想される最大降雪量が上越の山沿いで80cmの予想が新潟地方気象台から出された。

2月10日(火)

上越市(安塚区、大島区、牧区)に「新潟県災害救助条例」が適用となる。

「大雪災害対策本部」設置

全市的に、24時間体制で職員が事務所に詰める。

<参考>

	安塚区		大島区		牧区	
	平均	最深	平均	最深	平均	最深
2月9日積雪量(cm)	258	350	286	341	271	345
2月10日積雪量(cm)	311	400	337	388	325	410

要援護者世帯について民生委員を通じ、また職員も状況を確認した。

降雪等天候の状況を見て随時パトロールを実施した。

- ・屋根雪の状況
- ・雪崩危険個所の状況
- ・要援護世帯の状況 など

現段階では、11日に東飛山で屋根雪除雪中に転落し負傷した事例があった。

【参考資料】

単位：cm 「-」は降雪量、積雪量なし

	名立区総合事務所		森観測所		不動観測所(東飛山)	
	降雪量	積雪量	降雪量	積雪量	降雪量	積雪量
2月9日(月)	1	1	7	80	12	230
2月10日(火)	20	20	50	130	62	292
2月11日(水・祝)	-	7	7	126	2	280
2月12日(木)	-	-	-	87	-	260
2月13日(金)	-	-	8	95	18	275
2月14日(土)	-	-	6	100	6	278
2月15日(日)	-	-	-	90	3	260
2月16日(月)	-	-	-	88	-	250
2月17日(火)	-	-	-	80	-	249
2月18日(水)	-	-	-	77	-	247
2月19日(木)	-	-	-	75	1	240

名立区における新総合事業について

1. 新総合事業とは

地域で取組んでいる高齢者サロン事業などの居場所づくりを拡充し、元気な高齢者の出番を創出し、支援が必要な高齢者を支えるシステムの構築を目指すもの。各区のコミュニティプラザ等を活動拠点とし、サロンや介護予防事業等を実施する。

2. 方向性

- ・名立区における活動拠点(通いの場)を名立地区公民館とし、サロン及び介護予防教室等を実施する。
- ・市はまちづくり協議会に事業委託する。まち協は常勤の生活支援コーディネーターを配置し、委託事業の企画・調整・周知等を行う。また、まち協は委託事業の運営等業務の一部を社会福祉協議会に委託する。
- ・現行の町内サロンは、新総合事業として行う出前サロン、若しくは、各団体が任意で行うサロンに再編される。

3. 経過

H26.11.10 第1回新総合事業説明会 (参集者：まち協、高齢者支援課、総合事務所)

12.24 第2回新総合事業説明会 (参集者：まち協、高齢者支援課、自治地域振興課、総合事務所)

H27.1.5 まちづくり協議会との協議 (参集者：まち協、総合事務所)

1.16 社協名立支所との協議 (参集者：社協、総合事務所)

1.23 第3回新総合事業説明会 (参集者：まち協、社協、高齢者支援課、総合事務所)

2.2 新総合事業協議 (参集者：まち協、社協、総合事務所)

2.6 町内サロン団体説明会 (参集者：各サロン代表、まち協、社協、総合事務所)

2.16 社協名立支所との協議 (参集者：社協、総合事務所)

【参考】頸城自動車株との意見交換会について

今回の高校生ほかを対象としたアンケート及び平成 25 年実施の名立区内全世帯を対象としたアンケートにおける「自由意見」には、これからの路線バスの運行に関する数多くの意見、要望、疑問、提案等が寄せられた。

日常的にバス利用者や地域住民が路線バス運行事業者とこうした意見交換等を行う機会が少ないことも踏まえ、アンケートでいただいた地域住民の思いをしっかりと路線バス運行事業者に伝えることもアンケートをお願いした私たちの責務であると考え、頸城自動車株式会社と意見交換を行ったので、下記のとおり概要を記し、報告とする。

◇と き 平成 27 年 1 月 20 日 (火) 18:30~19:45

◇ところ 名立区総合事務所第 3 会議室

◇参集者 頸城自動車株式会社乗合部乗合部 田村 治 副部長
名立区地域協議会公共交通サービス分科会長 三浦 正四郎 ほか 3 委員
名立区総合事務所 佐野主事

◇意見交換項目

1 路線バス運行に関する一般的事項

(1) 路線バス運行に関する事業者としての現状認識と今後の展望

路線バス運行は昭和 44 年がピークであり、その後のマイカー増加により利用者が減少してきた。

加えて、平成 14 年の国の法律改正(規制緩和)で免許制から届け出制に変更になったことにより、従来の「1 地域 1 事業者」が「参入も撤退も自由」となった。

そうした経緯を踏まえ、現在は市町村で交通計画を策定し、路線バス運行事業者が協力する形となっている。

上越市においても半分くらいのバス路線が平成 15 年で廃止され、その後は市からの補助で“廃止代替路線”として継続運行している。

平成 27 年 4 月から新しい総合交通計画がスタートすることになっていて、地区別の具体的な計画は来年度検討・見直しの予定であり、すでに三和区は 27 年 4 月から見直し開始予定であるが、名立区も 27 年度以降具体的な見直しが検討されることになる。

このように自動車事業は厳しい状況であり、頸城自動車でも採算化計画を策定し、経費削減検討を 3 年計画で進めており、収支率の悪い路線から見直すということで、直江津・高田線については 13 便/1 日当たり削減している。

また、車両入替えについてはそのことによる赤字増が見込まれることから、計画は先送りされている。

路線バス運行については県・市から補助はあるが満額ではないため、会社負担が発生しており、継続していると会社運営に影響ありと考えられる。

(2) 名立区に関連した路線バス運行の現状認識と今後の展望

名立線は2両で運行しており、小型バスの運行で費用削減・効率化という声は承知しているが、中学生の通学利用では小型バスでは乗り切れないので、中型を使用している。

ただ、中学生数の減少や利用状況によってはいずれは小型化を検討しなければならない。コミュプラ乗り入れの効果は薄い。

上越病院の移転の伴う直通バスの運行については現状では難しい。

その理由としては路線を伸ばすことによる乗車密度の減少があげられる。

なお、上越病院にかかる路線バスについては、市の補助ではなくJAから定額一部助成がある。

名立線はうみてらす名立で能生線と接続しているがデマンド運行ができれば効率化が図れるかと思うが、予約体制、待機方法など課題はある。

将来的にはスクールバスか路線バスかの選択になるかもしれないが、中学生の通学は大きなウエイトを占める。

小学校スクールバスとの混乗については学校に合わせた運行時間や曜日によって違う時間帯が問題となる。

区内均一ワンコインバスの運行については安くなれば利用者は増えるかもしれないが、国の補助の趣旨からは逸脱する可能性があるため、市の単独路線であれば交通審議会の了承があれば実施可能である。

(3) 路線バス運行に関する「料金」と「運行数」

①料金

- ・料金設定方法は運行距離に応じた設定か？
- ・コスト削減策として取り組んでいることは？
- ・増収に向けた取組みは？

②運行数・運行時間

- ・増便することが利用者増、増収につながるか？
- ・増便することによるデメリットはなにか？
- ・通勤通学時間帯の増便もしくは運行時間の見直し

増便は燃料費の増に加え、乗車密度も低くなることが予想され、費用対効果からは難しい。

(4) バスの小型化

①小型化によるメリット・デメリット

【バスの仕様・規格による比較】（*頸城自動車からの回答を整理）

	中型バス	小型バス	ワゴン車タイプ
定員	57人	34人	12人
購入費		中型より100万円高い	中型バスの1/3~1/4の価格
燃費		中型より10%いい	中型の2倍いい
利便性		ノンステップバスのため積雪時には不適	通学利用には不適

②時間帯による柔軟なバス運行

- ・通学時は小型バスでそれ以外はワゴン車タイプといった運行形態？

(5) 利用者増及び利便性の向上に向けて…

高校生、高齢者の利用促進に向けて…

①料金

- ・現行の割引制度は？
- ・割引制度の拡充は？
- ・区内同一料金制の導入は？

通学46%割引だが、市からはもっと割引したらという要請はある。

②運行数

- ・時間帯に応じた運行数

③列車との接続

- ・通学時間帯
- ・通院時間帯

④その他

- ・割引制度ほかの利用者への情報提供

2 名立区における路線バス運行に関する個別事項

(1) 名立区に関連した路線バスの運行について

①利用用途・希望に応じた路線の設定

- ・通院、買い物等に特化した路線設定

Cf. 名立⇒イトーヨーカ堂⇒労災病院⇒上越病院⇒ジャスコ⇒中央病院

- ・通学時間帯に合わせた（冬季限定の）北部地区における小型（ワゴンタイプ）バス運行

②有間川、谷浜地区の利用状況

(2) トキ鉄開業に伴う路線バス運行時間の見直し

・トキ鉄開業以降は現行に比べ上下線各6本の増便となるが、それに伴う路線バスの運行時間の見直しはあるのか？

中学生・高校生に支障のないように運行する。

【意見交換会を終えて…】

路線バス運行事業者の厳しい状況について、その拝啓・原因やそれに対する取組みなどを確認することができた。

一方、アンケートの自由意見にあった地域住民の思いを伝えることはできたが、ただ、これではなにが解決したということではなく、それよりも双方が厳しい現実と今後について改めて認識させられた機会となった。

それでは、今後私たちはなにをなすべきか…。

「高校生の通学バス利用」を“最後の切り札”として具体的な検討を進める中で、このことをきっかけとして地域が一体となって名立区における路線バスの存続・あり方を考えることが大切になってくるのではないか。

そうした目標を掲げ、下記のとおり新年度への取組みにつなげていきたい。

□地区別意見交換会

今後も継続的・安定的に路線バスが走る名立であるため、地域が一体となった取組みを行うための意見交換会

1 内容

(1) 名立区路線バス運行の現状と課題

(2) 今後の取組み

(3) 高校生の路線バス利用

路線バスを利用する高校生・保護者だけでなく、地域一体となった取組みにするためにはなにが必要か…

①負担軽減

②列車との接続性の改善

③最終バスの延伸

④増便

2 開催パターン

(1) 地区別開催…地域全体で考える

(2) 高校生・保護者、中学生保護者を対象とした開催…バス利用者当事者としての考え

(3) 新しい総合交通計画における地区別具体的計画での検討